

公共工事に伴う前払金取扱い要領

(目的)

第1 この要領は、市が発注する工事において、当該工事の適正かつ円滑な履行を確保するため、前払金の対象となる工事及び金額の範囲等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(前払)

第2 前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）は、工事請負者が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払法」という。）第2条第4項で定める保証事業会社と契約書記載の工事完成時期を保証期限とする同法第2条第5項に定める保証契約を締結し、その保証証書を寄託した場合に限り、支払うことができるものとする。

(対象)

第3 前払金の対象は、1件の予定価格が100万円以上の工事とする。

2 中間前払金の対象は、前項で定める前払金を支払った後、以下の要件全てに該当し、契約担当者が認定した工事とする。

- (1) 契約工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 前払金等の用途の範囲は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条に規定する経費に限るものとする。

4 前払金等については歳計現金保有の状況等により、これを減額し、または支払しないことができるものとする。

5 前払をした後に設計変更等の理由により、請負金額を増額した場合において、先に支払した前払金等は増額しないものとする。なお、前払金を支払った後に請負金額を増額した場合における中間前払金の支払は、変更後の請負金額を基礎とするものとする。

6 設計変更等の理由により、請負金額が減額した場合において、先に支払した前払金が減額した請負金額に対して所定の割合を超えるときは、その超える部分についての決済は契約変更後の中間前払または最初の部分払をするときに実施するものとする。

(前払金等の割合)

- 第4 第3第1項に定める前払金の支払額は、請負金額の10分の4以内の額とする。
ただし、能代市低入札価格調査制度取扱要領第2条の規定による調査基準価格を下回る価格で落札し、契約を締結する場合にあっては、請負金額の10分の2以内の額とする。
- 2 第3第2項に定める中間前払金の支払額は、請負金額の10分の2以内の額とする。
- 3 中間前払金を支出した後の前払金等の合計は、契約金額の10分の6を超えてはならない。

(請求)

- 第5 第3第1項に定める前払金の請求は、工事請負契約締結後に申請書(様式1)を契約担当者に提出の上、行わなければならない。
- 2 第3第2項に定める中間前払金の請求をしようとするときは、工事請負者はあらかじめ中間前払金認定申請書(様式2)に工事履行報告書(様式3)を添付し、契約担当者に提出するものとし、契約担当者の認定を受けなければならない。この場合において、契約担当者は工事請負者から当該認定の申請があったときには原則として7日以内に審査を行い、妥当と認めたときは中間前払金認定調書(様式4)を作成し、速やかに工事請負者に通知しなければならない。
- 3 工事請負者が前払金等を請求するときは、前払法第2条第4項に定める保証事業会社の発行した前払金に係る保証証書及び請求書を契約担当者に提出しなければならない。
- 4 請求があったときは、その日から起算して14日以内に支払わなければならない。

(認定の方法)

- 第6 第5第2項に定める認定は、中間前払金認定請求書に添付された工事履行報告書及び既に提出されている工程表等により行うものとする。

(継続費または債務負担行為に係る特例)

- 第7 継続費または債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるもの(以下「複数年度契約」という。)に係る前払金等については、所属年度の年度割金額及び工事期間を基礎として、第3第1項または第2項に規定する対象範囲の該当の有無を判断する。
- 2 前項の定めにより該当すると判断したものの支払額は、年度割金額を基礎として計算し、それぞれの年度において支払うものとする。

(中間前払と部分払の選択)

- 第8 一の工事(複数年度契約にあたっては、一の年度の工事)について、中間前払と部分払(複数年度契約における各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年

度末の部分払を除く。)の両方を行うことはできないものとする。

(前払金等の返還)

第9 次に該当する場合は、前払金等の全部または一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金等をその工事以外の目的に使用したとき
- (2) 第3第4項に違反したとき。
- (3) 契約義務を履行しないとき。
- (4) 天災その他不可抗力の理由により工事を打ち切ったとき。

(保証証書の保管)

第10 寄託された保証証書は当該工事請負契約書とともに保管するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年3月21日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、合併前の能代市又は二ツ井町の規定によりなされた手続その他の行為は、なお合併前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日の前日までに、発注した工事に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日の前日までに、発注した工事に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日の前日までに、発注した工事に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日の前日までに、発注した工事に関しては、なお従前の例による。